

医政地発 0325 第 1 号

平成 28 年 3 月 25 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長

（ 公 印 省 略 ）

病床機能報告制度に関する電子レセプトへの病棟情報の記録について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）」が施行され、これにより改正された医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 13 に基づき、一般病床又は療養病床を有する医療機関は、当該病床において担っている医療機能の現状と今後の方向、提供している医療の内容等を、都道府県に報告（以下「病床機能報告制度」という。）することとなっている。

今般、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成 28 年厚生労働省告示第 52 号）等が公示され、平成 28 年 4 月 1 日より適用されることに併せ、病床機能報告制度において、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」（昭和 51 年厚生省令第 36 号）第 1 条第 1 項に規定する電子情報処理組織の使用による費用の請求及び光ディスク等を用いた費用の請求（以下「電子レセプト」という。）への病棟情報（以下「病棟コード」という。）の記録が開始される。

電子レセプトへの病棟コードの記録についての趣旨、内容、留意事項等は、下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び保険者に対し、周知徹底を図らねたい。

記

第 1 電子レセプトへの病棟情報の記録の趣旨

病床機能報告制度においては、医療機関が簡便な方法により報告が可能となるよう、入院患者に提供する医療の内容の項目については、電子レセプトを活用しているところ

であるが、現状の病床機能報告制度では、当該情報について病棟単位で把握することができず、具体的な分析を行うことが困難であった。

そのため、入院患者に提供する医療の内容を病棟単位で把握が可能となるよう、平成 28 年度診療報酬改定に伴うシステム改修等に併せて、電子レセプトに病棟コードの記録を開始する。

これにより、平成 28 年度病床機能報告より、報告項目について、病棟単位での分析が可能となり、今後、病床機能報告制度の改善に向けた検討を進めるとともに、地域において、当該情報を関係者間で共有することで、機能分化・連携に資するものとなる。

第2 電子レセプトへの病棟情報の記録の内容

1 記録の対象となる医療機関

一般病床及び療養病床を有する病院であって、電子レセプトにより診療報酬請求を行っている医療機関。なお、有床診療所については、1 病棟として取り扱うため、病棟コードの記録は不要とする。

2 具体的な記録方法

6 月診療分であって 7 月請求分である入院分の診療報酬請求において、入院基本料等を算定する病棟を基本として、当該病棟の病棟コードを電子レセプトに記録する。

なお、自費等で入院している患者については、一連の入院期間中に診療報酬請求が発生しない場合は病棟コードの記録はないが、診療報酬請求が発生する場合には、入院基本料等の算定の有無に関わらず、6 月診療分であって 7 月請求分である入院分の電子レセプトに病棟コードを記録すること。

電子レセプトへの具体的な記録方法については、別添「病床機能報告に関する電子レセプト作成の手引き」を参考にされたい。

なお、電子レセプトへの病棟コード記録に係る「病床機能報告用マスターファイル」及び「病床機能報告用マスターファイル仕様」、並びに本通知に添付する「病床機能報告に関する電子レセプト作成の手引き」については、病床機能報告制度ホームページに掲載している。

対象となる医療機関は、当該ホームページを参照の上、各病棟に対応する病棟コードを管理すること。

(病床機能報告制度ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html>

第3 適用日

平成28年度病床機能報告から適用（6月診療分であって7月請求分である入院分の電子レセプトから病棟コードを記録）。

なお、レセプトコンピュータ等の関係から、6月診療分であって7月請求分である入院分の電子レセプトに限定して病棟コードを記録することが困難な場合は、平成28年4月診療分以降、6月診療分以外の電子レセプトにも病棟コードを記録することとして差し支えない。

第4 留意事項

電子レセプトに記録された病棟コードは、審査支払機関を通じて医療保険者に提供されることとなるが、当該病棟コードは病床機能報告制度の運用のために導入するものであり、診療報酬の審査支払に利用することのないようご留意いただきたい。